

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年2月24日 07時30分ごろ
発生場所	青森県野辺地町野辺地漁港北東方沖 野辺地漁港北防波堤灯台から真方位055° 1.4海里付近 (概位 北緯40° 53.3′ 東経141° 09.2′)
事故の概要	漁船八神丸は、南西進中、また、漁船ゆり丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年2月27日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 八神丸、2.6トン AM3-34660（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 ゆり丸、2.1トン AM3-36623（漁船登録番号）、個人所有 第212-7140号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約2m/s、視程 約500m 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、野辺地漁港北東方沖でなまこ桁網漁を行い、船首を南西方に向けて漂流し、なまこの選別を行っていた。 A 船は、船長Aが、漂流中にA船の周囲に数隻の漁船を認めたが、船首方に他船が見当たらなかったため、前路に他船はいないと思い、約8ノットの対地速力で南西進して帰航を始め、操縦区画の窓から前方が見えにくかったものの、時々後方を向いてなまこの選別を行いながら、手動操舵で操船に当たっていたところ、B船と衝突した。 船長Aは、衝突の衝撃で落水したが、付近で操業していた僚船に救助され、A船が自力航行可能であったため、A船を操縦して野辺地漁港に戻った。 B 船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、野辺地漁港北東方沖でなまこ桁網漁を行い、船首を北北東方に向けて漂流し、なまこの選別を行っていた。 B 船は、漂流中、船長Bが、B船の右舷前方200m付近にA船

	<p>を、B船の周囲に数隻の漁船をそれぞれ認めており、時々周囲の見張りをを行いながら、なまこの選別を行っていたところ、A船と衝突した。</p> <p>B船は、自力航行可能であったので、船長Bが操縦して野辺地漁港に戻った。</p> <p>両船の乗組員は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>A船は、南西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、なまこの選別を行っていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、右舷前方200m付近に漂泊中のA船を認めていたものの、なまこの選別を行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が帰航を始めてB船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bがいずれも見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、作業等を行わずに常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中であっても、間隔を空けずに周囲を確認し、動き出した他船がないか確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。